

表 1 ワクチンの種類など

子宮頸がん ワクチン	対象者	・市内在住の13歳(中学1年生相当)から16歳(高校1年生相当)の女子 ・17歳となる女子(高校2年生相当)は、平成23年度中に公費助成接種を受けている場合に、対象となります。
	接種回数	3回(初回・初回接種から1か月後(2か月後)と6か月後)
	自己負担額	1回あたり1590円
ヒブ (Hib) ワクチン	対象者	市内在住の生後2か月以上5歳未満の子ども
	接種回数	・生後2か月以上7か月未満の子ども...初回接種3回と追加接種1回 ・生後7か月以上1歳未満の子ども...初回接種2回と追加接種1回 ・1歳以上5歳未満の子ども...1回接種
	自己負担額	1回あたり880円
小児用肺炎 球菌ワクチン	対象者	市内在住の生後2か月以上5歳未満の子ども
	接種回数	・生後2か月以上7か月未満の子ども...初回接種3回と追加接種1回 ・生後7か月以上1歳未満の子ども...初回接種2回と追加接種1回 ・1歳以上2歳未満の子ども...2回接種 ・2歳以上5歳未満の子ども...1回接種
	自己負担額	1回あたり1120円

表 2 指定医療機関一覧

No	医療機関名	電話番号	住所	子宮頸がん	ヒブ	肺炎球菌	予約
1	秋川診療所	596-2106	小中野45	×	×		要
2	公立阿伎留医療センター	558-0321	引田78-1				要
3	あきる台病院	559-5761	秋川6-5-1		×	×	要
4	奥野医院	559-2568	下代継95-11		×	×	要
5	上代継診療所	559-2241	上代継84-6	×			要
6	草花クリニック	558-7127	草花2724		×	×	要
7	小机クリニック	596-3908	小中野160				要
8	こばやし内科小児科クリニック	518-2088	草花1439-9				要
9	櫻井病院	558-7007	原小宮1-14-11				要
10	さくらクリニック	559-0118	野辺1003				要
11	佐藤内科循環器科クリニック	550-7831	秋川2-5-1		×	×	要
12	佐野内科クリニック	518-2830	野辺1091		×	×	要
13	清水外科	558-5850	二宮1011		×	×	要
14	朱膳寺内科クリニック	559-9201	秋留1-10あきる野クリニックタウン1F		×	×	要
15	鈴木内科	596-2307	館谷156-2				要
16	瀬戸岡医院	558-3930	二宮1240				要
17	田代医院	559-3377	草花1557		×	×	要
18	ななスキンケア皮膚科クリニック(*1)	550-7770	秋川2-18-18オーエスビル2F				要
19	葉山医院	558-0543	引田552				不要
20	樋口クリニック	559-8122	秋川3-7-5		×	×	要
21	星野小児科内科クリニック	559-7332	小川東1-19-20				要
22	森田ウイメンズクリニック	532-7053	牛沼131-3		×	×	要
23	ゆき皮膚科クリニック	532-7020	油平57-4				要
24	横田小児科医院	559-2655	雨間233-19				要
25	米山医院	558-9131	二宮1133		×	×	要
26	渡辺レディースクリニック	558-2288	油平11-1				要

(*1) ヒブ・肺炎球菌は、3歳から実施
 予防接種を受ける日時などは、事前に医療機関にお問い合わせください。また、指定医療機関の希望で掲載していない医療機関がありますので、お問い合わせください。

「子どもの任意予防接種の公費助成」のお知らせ

子宮頸がん予防ワクチン ヒブワクチン 小児用肺炎球菌ワクチン

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3種類の予防ワクチンについて、市の指定した医療機関で接種した方に対し、接種費用の約9割を公費助成します。市の

指定した医療機関以外で接種した場合は公費助成の対象になりませんので、ご注意ください。
 子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染を予防し、ヒブ、小児用肺炎球菌は、乳幼児がかかる重症化や重篤な後遺症が残る可能性のある細菌性髄膜炎を予防するためのものです。また、この予防接種は、ワクチンの効果・副反応などを十分に理解した上で接種する任意の予防接種(保護者の判断により接種)です。
 公費助成接種実施期間
 4月1日〜平成25年3月31日
 接種方法 市の指定した医療機関へ接種予約を

し、保護者同伴の上、接種時に医療機関窓口にて診察票、健康保険証、母子健康手帳を提出し、ワクチン接種後、医療機関に自己負担額をお支払いください。予診票は、指定医療機関か健康課母子・予防係に備えてあります。青梅市と福生市内の指定医療機関でも接種が受けられますので、お問い合わせください。
 子宮頸がん予防ワクチンの接種は、原則保護者の同伴が必要ですが、同意書と予診票の本人記入欄に保護者の署名がある場合には保護者の同伴がなくても接種が可能です。生活保護の受給者には、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3種類の予

防ワクチン接種費を全額公費助成しますので、医療機関に接種費(自己負担額)を支払った後、医療機関が発行する領収書と接種したことを証する書類などを添えて市に申請してください。
 問合せ 健康課母子・予防係(直通558・1191)

高年齢者
 配食サービスが利用しやすくなりました
 在宅で生活を送っている調理が困難な方を対象に、栄養バランスの取れた食事の提供と安否確認を目的にお弁当の配達事業を行っています。今年度から利用者

負担額が1食600円から500円になりましたので、ぜひご利用ください。
 対象 市内で在宅生活を暮らしか65歳以上のみの世帯など
 食事の種類 普通食、カロリー・塩分調整食、腎臓病食、透析食、やわらか食
 費用 1食500円
 配達日 月曜日から土曜日の好きな曜日
 配達時間 昼食時
 申込み方法 高年齢者支援課か五日市出張所で直接申し込んでください。詳しくはお問い合わせください。
 問合せ 高年齢者支援課高年齢者支援係(直通558・1953)

平成24年度 健康相談の お知らせ

血圧、体重、体脂肪率を測定し、保健師・栄養士が心身の健康に関する相談を受けます。健康管理のために気軽にご利用ください。
 場所・日程
 市役所: 4月12日(木)、5月7日(月)、6月7日(木)

7月2日(月)	8月16日(木)
9月3日(月)	10月25日(木)
11月5日(月)	12月27日(木)
平成25年1月28日(月)	2月14日(木)
3月18日(月)	5日市ファイナラザ:
4月23日(月)	5月31日(木)
6月18日(月)	7月19日(木)
8月27日(月)	9月27日(木)
10月1日(月)	11月29日(木)
12月3日(月)	平成25年1月10日(木)
2月25日(月)	3月7日(木)
午後1時30分〜3時	

30分
 電話・来所相談 随時電話と窓口での相談を実施します。お越しいただく場合は、事前に連絡をお願いいたします。
 出張地区相談 各種団体などからの依頼に応じて、お近くの地区会館などで健康相談を実施します。
 問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

日本脳炎予防接種の 勧奨と特例接種の お知らせ

日本脳炎の予防接種は、国の実施要領に基づいて、第1期の標準的な接種期間に該当する3歳児への積極的な勧奨を昨年度から再開しています。今年度は、積極的な勧奨を差し控えたことと第1期の予防接種が十分に行われていない8歳・9歳になる児童についても、不足分を特例接種方法に沿って積極的な勧奨を行います。

日本脳炎の予防接種は、国の実施要領に基づいて、第1期の標準的な接種期間に該当する3歳児への積極的な勧奨を昨年度から再開しています。今年度は、積極的な勧奨を差し控えたことと第1期の予防接種が十分に行われていない8歳・9歳になる児童についても、不足分を特例接種方法に沿って積極的な勧奨を行います。

第1期初回接種: 6日から28日の間隔で2回接種
 第1期追加接種: 1期初回接種終了後おおむね1年おいて1回接種
 第1期接種が終了していない8歳・9歳児への勧奨方法
 対象者: 市内に住居登録か外国人登録のある8歳・9歳児(平成15年4月2日から平成17年4月1日生まれ)
 通知内容: 第1期接種(初回2回接種、追加1回接種)のうち不足している接種分の予診票を誕生月の翌月に順次送付します。
 実施場所: 市内指定医療機関(送付物に一覧表を同封します)
 接種費用: 無料
 接種回数
 * 第1期初回接種のうち1回目以上終了している方: 6日以上の間隔をおいて2回接種
 * 第1期初回接種が終了している方: 1回接種
 * 第1期の接種を全く受けていない方: 6日から28

日本脳炎の予防接種は、国の実施要領に基づいて、第1期の標準的な接種期間に該当する3歳児への積極的な勧奨を昨年度から再開しています。今年度は、積極的な勧奨を差し控えたことと第1期の予防接種が十分に行われていない8歳・9歳になる児童についても、不足分を特例接種方法に沿って積極的な勧奨を行います。

日本脳炎の予防接種は、国の実施要領に基づいて、第1期の標準的な接種期間に該当する3歳児への積極的な勧奨を昨年度から再開しています。今年度は、積極的な勧奨を差し控えたことと第1期の予防接種が十分に行われていない8歳・9歳になる児童についても、不足分を特例接種方法に沿って積極的な勧奨を行います。

日本脳炎の予防接種は、国の実施要領に基づいて、第1期の標準的な接種期間に該当する3歳児への積極的な勧奨を昨年度から再開しています。今年度は、積極的な勧奨を差し控えたことと第1期の予防接種が十分に行われていない8歳・9歳になる児童についても、不足分を特例接種方法に沿って積極的な勧奨を行います。